

平成27年6月19日

経済文化交流部長専決

八代港リーファーコンテナ利用拡大事業助成金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、八代港におけるリーファーコンテナ取扱量の維持増加及び貿易活動の拡大に寄与することを目的として、八代港の国際コンテナ定期航路及び国内コンテナ定期航路を利用して実入りリーファーコンテナで輸出入する荷主に対し、八代港リーファーコンテナ利用拡大事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) TEU コンテナ取扱量を表す20フィートコンテナ換算の単位をいう。
- (2) 実入りリーファーコンテナ 貨物を積載しているリーファーコンテナ（小口積載貨物を除く。）をいう。
- (3) 国際フィーダー貨物 国内コンテナ定期航路を利用して、阪神港又は京浜港から輸出入する貨物をいう。
- (4) 半導体関連貨物 半導体の製造に係る部材、溶剤、ガス等の原材料及び製品をいう。
- (5) その他化学品貨物 半導体の製造以外の用に供する化学品等をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす企業（個人経営者を含む。以下同じ。）とする。

- (1) 助成金の交付を受けようとする年度（以下「助成金交付年度」という。）に八代港の国際コンテナ定期航路及び国内コンテナ定期航路を利用して実入りリーファーコンテナ（国内コンテナ定期航路を利用したの輸出入にあっては、国際フィーダー貨物に限る。）で輸出入している荷主（商社等との契約により直接荷主とならない場合において、実質上の荷主であると市長が認めるものを含む。）であること。
- (2) 国内に事業所を有し、1年以上事業活動を継続していること。
- (3) 助成金交付年度に八代港国際コンテナ輸出入促進トライアル事業助成金を受けていないこと。

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 海上運賃（OCF）
- (2) ターミナル取扱費用（THC）
- (3) 書類作成費用（DOC. FEE）

(4) コンテナ封印費用 (S E A L F E E)

(5) 燃油割増料 (F A F)

(6) 通貨調整料 (Y A S)

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、実入りリーファーコンテナ1TEU当たり助成対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）とし、次の各号に掲げる貨物の区分に応じ、当該各号に掲げる額を上限とする。

(1) 半導体関連貨物の輸出入 4万5千円

(2) その他化学品貨物の輸出入 4万5千円

(3) 農水産品、農水産加工品貨物の輸出 4万5千円

(4) 前3号に掲げる貨物の輸出入以外の貨物の輸出入 3万5千円

2 助成交付年度ごとの1の助成対象者当たりの助成金の額の上限額は、前項の規定により算出した額に100TEUを乗じて得た額とする。

3 助成金は、予算の範囲内で交付するものとする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする企業（以下「申請者」という。）は、八代港リーファーコンテナ利用拡大事業助成金交付申請書（別記第1号様式）に別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、実入りリーファーコンテナで輸出入した月の翌々月の末日又は助成金交付年度の末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、速やかに申請内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、八代港リーファーコンテナ利用拡大事業助成金交付・不交付決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求等)

第8条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、八代市リーファーコンテナ利用拡大事業助成金交付請求書（別記第3号様式）により助成金の交付を市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、原則として30日以内に助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第9条 市長は、交付決定者が虚偽の申請又は不正の手段により助成金の交付を受けたときは、当該助成金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、経済文化交流部長専決の日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。

附 則（平成３０年４月１日経済文化交流部長専決）

この要領は、経済文化交流部長専決の日から施行する。

附 則（令和２年４月１日経済文化交流部長専決）

この要領は、経済文化交流部長専決の日から施行する。

附 則（令和５年３月３１日経済文化交流部長専決）

（施行期日）

- 1 この要領は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の八代港リーファーコンテナ利用拡大事業助成金交付要領の規定は、この要領の施行の日以後に行われた貨物の輸出入に係る助成金の交付について適用し、同日前に行われた貨物の輸出入に係る助成金の交付については、なお従前の例による。